

オンライン説明会 質疑応答

■令和7年6月27日（金）制度2説明会

意見	回答
①「複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。」とは具体的にどのようなことか。 1つの物件につき1つのファイルとして管理する認識でよいのか。	1つのファイル（pdf等）で1つの物件を管理するほか、1つのファイル（pdf等）に複数の物件をまとめて管理する方法でも構いません。また、複数のファイル（pdf等）をまとめて圧縮することにより、1つの圧縮されたファイル（zip）に格納して申請いただくことも可能です。
②「1ファイルに収まらない場合、最大5ファイルまでアップロードできます。（1ファイル目をアップロードすると2ファイル目のアップロードが可能になります。）」とは具体的にどのようなことか。 1つの物件につき1つのファイルと考えると、1回の申請では5物件分の申請になると理解しているが、こちらの認識で間違いはないか。	複数の物件をまとめて管理するファイル（pdf等）、又は複数のファイルを1つにまとめた圧縮ファイル（zip）を添付できます。例えば、3物件をまとめて管理するファイルを5ファイルアップロードすることで、1回の申請で15件分の申請が可能になります。 なお、1ファイルの上限が30MBであるほか、1回の申請でのファイルの容量合計の上限が100MBとなります。
③東京都における算定除外可能建築物の取り扱いについて、根拠図面の提出が不要となり、社内での全棟確認・保管という運用に変更されました。これにより、業務の効率化が図られることと思われます。 一方で、川崎市においては、全棟の社内確認に加え、その後の申請プロセスにおいて詳細な資料作成が必要となり、多大な時間と労力を要するものと想定されま	川崎市では、「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」に必要な添付資料を「中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱」に定め、適切な制度運用のために、根拠図面の提出により要件を満たしているか確認することとしています。 棟数除外建築物の根拠図面の作成方法につきましては、東京都と同様に平面図に要件チェックシートを貼り付けるものとし、資料作成において大きな差が生じないよう配慮しており、ご理解をいただきますようお願いいたします。

す。 今後の業務改善において、川崎市における申請プロセスの簡素化や効率化が図られることを期待します。	
・コスト面等オーナー様からの太陽光不要との要望の場合 ・非住宅物件で太陽光を乗せない場合 の理由による棟数除外建築物の申請はどのようにしたらよいか。	棟数除外建築物は以下のいずれかに該当する建築物が対象となります。 ①建築面積が 20 m²未満の建築物 ②南面等屋根（屋根除外部分除く）の水平投影面積が 20 m²未満の建築物（根拠図面の提出が必要） なお、本制度は、特定建築事業者が設置する太陽光発電設備等の合計の出力が、規則に定める出力（設置基準量）以上であること（設置基準に対する適合）を義務付ける制度であり、1 棟ごとに太陽光発電設備等の設置を義務付けるものではありません。棟数除外建築物とは、設置基準量の算定の際に除外できる建築物です。質疑のあった、「コスト面等オーナー様からの太陽光不要との要望の場合」、「非住宅物件で太陽光を乗せない場合」は棟数除外建築物の対象とならないため、棟数除外建築物の申請は必要ありません。棟数除外建築物や設置基準量の計算方法については、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第 1.0 版）」※第 2 部第 2 章（P11～32）をご確認ください。 ※https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000167/167776/seido2_gaidorain1.pdf 太陽光発電設備を設置しない建築物があった場合には、他の建築物で設置基準量以上の太陽光発電設備が設置されるようにするなどの取組を実施し、基準適合する必要があります。